建設の施工企画 '09.4 9

巻頭言

建設廃棄物の再資源化へ向けて

嘉門雅史



国土交通省が平成20年4月に発表した「建設リサイクル推進計画2008」では、循環型社会構築のための建設廃棄物リサイクルの推進として、次の5つの計画のポイントを挙げている。

- ①建設発生木材,建設汚泥,建設混合廃棄物,建設発生土のリサイクルに注力
- ②民間の創造的取組みを推進
- ③他の環境分野との統合的展開を意識
- ④発生抑制についてより具体的な取組みを開始
- ⑤適時適切なフォローアップを実施

平成17年度建設副産物実態調査では、建設廃棄物の再資源化等率は92%に達しており、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊などでは98%と順調な再資源化が得られ、発生木材においても最近のバイオマス利用の推進によって、燃焼による縮減を含めると91%という高い再資源化等率が得られている。特定建設資材としてリサイクルの枠組みへ取り込んだことが大きなインセンティブとなったものであり、特筆するべき成果であると考える。また、建設汚泥の再資源化等率でも75%となっており、それなりの値が得られている。これらの値はいずれも「建設リサイクル推進計画2002」の平成17年度の目標値をクリアーしているが、この中では建設汚泥の目標値が相対的に低いことから、より一層の高みへの取組みが求められるところである。

「建設リサイクル推進計画 2008」における計画のポイント中の建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、建設発生土の再資源化率、有効利用率の平成 27 年度目標値の達成には、今後相当の工夫と努力が必要になろう。特に建設汚泥についてはよほどの努力を傾注しなければ、建設リサイクル推進計画 2008 で引き上げられた目標値(再資源化等率が 85%)の達成は至難である。これまでも官民を挙げて多くの関係者が再生利用に取り組んできているが、従来の枠組みにとらわれない新たな試みも必要であろう。

近年,世界的な資源制約や地球温暖化等の問題への対応の必要性など社会経済情勢が変化していることを踏まえ,平成20年3月には,第2次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され,低炭素社会,自然共生

社会に向けた取組みと相まって、天然資源の消費抑制 と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を推進 していくべしとされている。循環的な資源利用および 処分にあたっての優先順位は、①発生抑制、②再使用、 ③再生利用、④熱回収、および⑤適正処分の順である が、最も重要である発生抑制において、現状では一般 廃棄物、産業廃棄物ともにその排出量の目立った削減 が得られておらず、ここに重点的な努力を傾注するべ きであろう。

今後の建設廃棄物排出量削減には、土木系建設廃棄物に比較して少し見劣りするといわれる建築系廃棄物の再資源化率の向上が肝要であり、そのためには分別解体等の一層の推進が大きな貢献をするものとみなしうる。さらに、その結果として最終処分量や不法投棄量も削減することが可能となるであろう。

特定建設資材の再資源化に支障を来す有害物質への 細心の配慮も求められる。石綿、フロン類、PCB、建 設木材中の CCA 等の有害物質や当該有害物質が含有 された建設資材については、分別解体等において労働 安全衛生法や廃棄物処理法等の法令に基づき、適正に 調査・除去等の処理が行われなければならない。万が 一、適正処理が徹底されずに特定建設資材に付着・混 入した場合、特定建設資材の適正な再資源化を阻害す るとともに、現場作業者や周辺住民の健康に影響を与 えるおそれがある。また、廃石膏ボードは、建設混合 廃棄物として排出されているものを含め年間百数十万 トンが排出されており、解体系廃石膏ボードを中心に 大幅な増加も見込まれている。しかしながら、解体系 廃石膏ボードについては、リサイクルに係る体制や技 術等が十分確立されておらず、ほとんど最終処分され ており、最終処分の条件によっては硫化水素が発生す ることから、廃石膏ボードの適正利用技術と処理体制 の確立が早期に求められる。

建設廃棄物の排出抑制に一層尽力するとともに, 今後とも再資源化への取組みを継続して, 資源の有効活用および廃棄物の減量による循環型社会の構築を目指す必要がある。建設界に係わる各位の総力の結集が求められるところである。

----かもん まさし 京都大学 名誉教授, 国立高松工業高等専門学校 校長----